# 東京都林業近代化資金利子補給要綱

	元労経農林	第27	4号	一部改正	平成10年1	1月2	4 日
	平成元年	6月3	О 目	一部改正	平成11年	1月1	9 日
一部改正	平成2年	6月2	0 日	一部改正	平成11年	3月	2 日
一部改正	平成2年1	1月1	6 日	一部改正	平成11年	6月2	1 目
一部改正	平成3年	1月1	7 日	一部改正	平成11年	7月	1 目
一部改正	平成4年	2月1	4 日	一部改正	平成11年	8月1	2 日
一部改正	平成4年	7月2	3 日	一部改正	平成11年	9月2	4 日
一部改正	平成5年	1月2	1 日	一部改正	平成11年1	1月	1 日
一部改正	平成5年1	0月2	5 日	一部改正	平成11年1	2月	6 日
一部改正	平成6年	5月	6 日	一部改正	平成12年	1月	7 日
一部改正	平成7年1	1月1	3 日	一部改正	平成12年	2月	3 目
一部改正	平成7年1	2月2	2 日	一部改正	平成12年	2月2	8 目
一部改正	平成8年	7月1	5 日	一部改正	平成12年	4月	6 日
一部改正	平成8年1	0月2	2 日	一部改正	平成12年	5月1	5 目
一部改正	平成9年	2月2	1 日	一部改正	平成12年	6月	7 目
一部改正	平成9年	6月2	3 日	一部改正	平成12年	6月2	2 目
一部改正	平成9年	6月2	5 日	一部改正	平成12年1	0月2	6 目
一部改正	平成9年	7月2	2 日	一部改正	平成12年1	2月2	О目
一部改正	平成9年	8月	6 日	一部改正	平成13年	2月2	2 目
一部改正	平成9年	9月	4 日	一部改正	平成13年	3月	2 目
一部改正	平成9年1	0月1	7 日	一部改正	平成13年	3月3	0 日
一部改正	平成9年1	2月2	6 日	一部改正	平成13年	5月	1 目
一部改正	平成10年	2月2	О 日	一部改正	平成13年	6月	5 目
一部改正	平成10年	3月1	7 日	一部改正	平成13年	7月3	1 目
一部改正	平成10年	5月2	7 日	一部改正	平成13年	8月2	ОВ
一部改正	平成10年	6月3	0 日	一部改正	平成14年	2月2	5 日
一部改正	平成10年	9月1	8 日	一部改正	平成14年1	1月	1 日
一部改正	平成10年1	0月1	4 日	一部改正	平成14年1	2月	5 目
一部改正	平成14年1	2月1	6 日	一部改正	平成15年	3月1	3 目
一部改正	平成15年	4月2	2 日	一部改正	平成15年	5月2	2 日
一部改正	平成15年	6月1	9 日	一部改正	平成15年	8月	8日
一部改正	平成15年1	0月1	0 日	一部改正	平成15年1	0月1	0 目
一部改正	平成15年1	1月2	1 日	一部改正	平成15年1	2月1	9 目
一部改正	平成16年	1月1	3 日	一部改正	平成16年	2月	9 日

一部改正平成16年2月19日一部改正平成16年4月14日一部改正平成16年5月19日一部改正平成16年8月9日一部改正平成16年9月21日一部改正平成16年11月8日一部改正平成16年11月18日一部改正平成16年12月20日一部改正平成17年3月28日一部改正平成17年4月20日一部改正平成17年5月23日一部改正令和元年10月8日一部改正令和2年4月28日一部改正令和4年3月10日

# 1条 目 的

東京都(以下「都」という。)は、林業経営の合理化を通じて林業の近代化を図るため、融資機関から、事業に必要な資金を借り入れる林業者等に対し、予算の範囲内において、当該借入れに係る利子補給を行い林業の振興に資することを目的とする。

#### 2条 定 義

- 1 この要綱において「林業者等」とは、次に掲げる者であって、都内に住所又は事業場を有するものをいう。
  - (1) 林業を営む者
  - (2) 森林組合
  - (3)森林組合連合会
  - (4)特用林産物生産者
  - (5) 山林種苗緑化樹生産者
  - (6)素材生産業・木製材業者(以下「木製材業者等」という。)
  - (7) 多摩木材センター協同組合
  - (8)特用林産物生産者、山林種苗緑化樹生産者及び木製材業者等が組織する団体
- 2 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1)都内農業協同組合
  - (2) 東京都信用農業協同組合連合会
  - (3) 独立行政法人農林漁業信用基金が林業信用保証について約定する融資機関
- 3 この要綱において「林業近代化資金」とは、融資機関が林業者等に対して貸し付ける別表のそれぞれの欄に掲げるものをいう。

#### 3条 利子補給金

都は、林業者等が林業近代化資金を借り入れた場合は、林業者等に対しこの要綱に 定めるところにより、予算の範囲内で、当該林業近代化資金に係る利子補給金を交付 する。

#### 4条 利子補給金の額

前条の規定により交付する利子補給金の額は、知事が別に定める利子補給率で計算 した利子額とし、都は、毎年3月末日に林業者等に補給する。

# 5条 事業計画承認申請等

- 1 林業者等が林業近代化資金の借入れについて、利子補給を受けようとするときは、 あらかじめ、知事に、林業近代化資金事業計画承認申請書(別記第1号様式)を提出 し、知事の承認を得なければならない。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において、申請の内容を審査し、承認することと決定したときは、当該林業者等に対し、林業近代化資金事業計画承認書(別記第2号様式)を交付し、承認をしないことと決定したときは、当該林業者等に対し、その旨を通知する。
- 3 前項の規定により承認を受けた事業計画を変更するときは、速やかに知事の承認 を受けなければならない。

#### 6条 利子補給契約

第3条に規定する利子補給金の交付についての契約は、知事が利子補給の承認をした林業者等との間に締結する林業近代化資金利子補給契約書(別記第3号様式)によって行うものとする。

# 7条 資金の貸付け

融資機関は、林業者等が、林業近代化資金利子補給承認書の交付を受け当該資金の借入れの申込みをした場合は、林業近代化資金を貸し付けるものとする。

# 8条 利子補給金の請求

林業者等が、第6条の規定による契約に基づく利子補給金の交付を請求しようとする ときは、当該年度内の利子補給金の額について林業近代化資金利子補給請求書(別記 第4号様式)を知事に提出しなければならない。

#### 9条 利子補給金の支払

都は、林業者等から前条の利子補給金請求書の提出があった場合において、知事が 当該利子補給金の交付が適正と認めたときは、これを支払うものとする。ただし、特 別の理由がある場合は、この限りでない。

## 10条 利子補給金交付の打切り等

都は、都の利子補給に係る林業近代化資金を借り受けた林業者等が、当該林業近代 化資金を貸付目的以外の目的に使用したとき、又は、林業者等でなくなったときは、 利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返 還を命ずることができる。

#### 11条 報 告 等

- 1 融資機関は、第7条の規定による貸付けを行ったときは、知事に対し、林業近代 化資金貸付報告書(別記第5号様式)により、その旨を報告するものとする。
- 2 融資機関は、林業近代化資金の貸付残高の移動状況を、毎年度末までに知事に対し、林業近代化資金貸付残高移動状況報告書(別記第6号様式)により報告するものとする。
- 3 林業者等は、事業が完了したときは、都に対し、事業完了報告書(別記第7号様式)を提出するものとする。
- 4 都は、この要綱による融資について必要があると認めたときは、林業者等に対し、 調査して報告を求め又は必要な指示をすることができるものとする。
- 5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

- この要綱は、決定の日から施行し、平成元年6月30日から適用する。
- この要綱は、決定の日から施行し、平成2年6月20日から適用する。 版 即
- この要綱は、決定の日から施行し、平成2年11月16日から適用する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成3年1月17日から適用する。
- この要綱は、決定の日から施行し、平成4年2月14日から適用する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成4年7月23日から適用する。 KH EU
- この要綱は、決定の日から施行し、平成5年1月21日から適用する。 附 則

- この要綱は、決定の日から施行し、平成5年10月25日から適用する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成6年5月6日から適用する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成7年11月13日から適用する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成7年12月22日から適用する。 KH 即
- この要綱は、決定の日から施行し、平成8年7月15日から適用する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成8年9月20日から適用する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成9年2月7日から適用する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成14年11月1日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成14年12月3日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年2月20日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年3月19日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年4月18日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年5月23日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年8月20日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年10月21日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。
- 附り この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年12月18日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年 1月26日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年 2月19日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年 4月14日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年 8月 9日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成16年9月21日から適用する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年11月 8日 附 則
- この要綱は、決定の日から施行し、平成16年11月18日から適用する。
- この要綱は、決定の日から施行し、平成16年12月20日から適用する。 附 則

- この要綱は、平成17年4月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年10月8日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月28日から施行する。
- この要綱は、令和4年3月10日から施行する。